

広島県告示第六百八十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年七月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

中山西二丁目地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市東区	中山西二丁目			二六番一五	標柱一号
				八四番一	標柱二号
				八三番二地先国有林	標柱三号
				八三番三地先国有林	標柱四号
				二五番一	標柱五号
				二六番一七	標柱六号